

むつ市議会第194回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成19年12月21日(金曜日)午前10時開議

諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例
- 第2 議案第72号 むつ市国民健康保険税条例
- 第3 議案第73号 むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例
- 第4 議案第74号 むつ市下北自然の家条例
- 第5 議案第75号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第76号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第77号 むつ市税条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第79号 指定管理者の指定について
(むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場)
- 第10 議案第80号 指定管理者の指定について
(むつ市ふれあい温泉川内外4施設)
- 第11 議案第81号 指定管理者の指定について
(むつ市マリンハウス脇野沢外1施設)
- 第12 議案第82号 指定管理者の指定について
(むつ運動公園外3施設)
- 第13 議案第83号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第84号 市道路線の認定について
- 第15 議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第16 議案第92号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第17 議案第93号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算
- 第18 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第19 議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第20 議案第96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算
- 第21 議案第97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第22 議案第98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第23 議案第99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第24 議案第100号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第25 議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

第26 議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算

第27 議案第104号 工事請負契約について

【報告第26号に対する質疑】

第28 報告第 26号 平成18年度むつ市一般会計継続費精算報告書

【議案第103号に対する討論、採決】

第29 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第30 議員提出議案第 8号 道路特定財源の確保及び地方配分の拡充を求める意見書

第31 議員提出議案第 9号 「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書

【各常任委員会からの申し出】

第32 各常任委員会の所管事務継続審査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（27人）

2番	澤	藤	一	雄	3番	新	谷	泰	造
4番	目	時	睦	男	5番	高	田	正	俊
6番	新	谷		功	7番	白	井	二	郎
8番	馬	場	重	利	9番	山	本	留	義
10番	千	賀	武	由	11番	菊	池	広	志
12番	富	岡		修	13番	佐	々	木	隆
14番	野	呂	泰	喜	15番	岡	崎	健	吾
16番	鎌	田	ち	よ	子	17番	工	藤	孝
18番	横	垣	成	年	19番	富	岡	幸	夫
20番	斉	藤	孝	昭	21番	中	村	正	志
22番	浅	利	竹	二	郎	24番	半	田	義
26番	川	端	一	義	27番	山	崎	隆	一
28番	川	端	澄	男	29番	村	川	壽	司
30番	村	中	徹	也					

欠席議員（3人）

1番	川	下	八	十	美	23番	佐	々	木	肇
25番	菊	池	一	郎						

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	田	頭		肇
収入役	田	中		實		教育長	牧	野	正	藏
公営企業 管理業者	杉	山	重	一		代査委員	菊	池	十	四
総務部長	齋	藤		純		総務部 税調整	佐	藤	忠	美
総務部 出納室長	西	堀	敏	夫		企画部長	阿	部		昇
企画部 理事	近	原	芳	栄		民生部長	佐	藤	吉	男
保健福祉 部長	佐	藤	節	雄		経済部長	佐	藤	純	一
建設部長	成	田		豊		建設部 理事	石	田	三	男
教育部長	新	谷	加	水		公企業局 営長	小	川	照	久
監査委員 長	遠	藤	雪	夫		企画部 長	千	船	藤	四

企副企 画理課 部部長
 選委事 務員局 理會長
 川 舍所 内長
 脇 野所 沢長
 庁 舍所 部課長
 総総行 務務係

奥 島 慎 一
 大 芦 清 重
 工 藤 昭 治
 船 澤 桂 逸
 吉 田 真

企副財 画理課 部部長
 農委事 務員局 業會長
 大 舍所 畑長
 庁 務課 部部長
 総総行 務務政 部課係查

鈴 木 克 郎
 村 川 修 司
 伴 邦 雄
 松 尾 秀 一
 澁 田 剛

事務局職員出席者

事 務 局 長
 総 括 主 幹
 庶 務 係 長
 調 査 係 査

小 島 昭 夫
 工 藤 昌 志
 金 澤 寿 々 子
 石 田 隆 司

次 長
 総 括 主 幹
 庶 務 係 査
 議 事 係 事

高 田 文 明
 柳 田 諭
 濱 村 勝 義
 井 戸 向 秀 明

開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

12月6日及び13日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務、産業経済、建設、教育民生の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ごらん願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

日程第1～日程第27 委員長報告、
質疑、討論、採決

○議長（村中徹也） 日程第1 議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例から、日程第27 議案第104号 工事請負契約についてまでの27件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第71号、議案第72号、議案第75号及び議案第77号について、総務常任委員長の報告を求めます。総務常任委員長。

（26番 川端一義議員登壇）

○26番（川端一義） 総務常任委員会委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありませんが、付託されました4議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例についてであります。

本案について、理事者側から、今年6月に企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律、いわゆる企業立地促進法が公布され、当地域における経済の自立的発展の基盤強化を図るため企業立地する事業者の固定資産税に係る課税免除をするためのものであるとの説明がりましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第72号 むつ市国民健康保険税条例についてであります。

本案について、理事者側から、来年4月1日からスタートする後期高齢者医療制度及び国民健康保険税の年金からの特別徴収制度に対応するために、またこれまでの集合課税方式から国民健康保険税を切り離し、新たにシステムを構築するとともに事務の効率化を図るため、むつ市税条例から分離するためのものであるとの説明がりました。

た。

これに対し委員から、分離するという説明があったが、現行のままで何か不都合があるのか、また条文の内容には全く手をつけずに、そのまま移しかえているだけなのかとの質疑があり、理事者側から、今回の条例制定は、今まで集合税として国民健康保険税、市民税、固定資産税等を合算して納税通知していたが、平成20年度から国民健康保険税だけを単税として通知及び納付を行う制度に変更することに伴い、国から示された条例、準則により、他の市税と分離して国民健康保険税条例を制定するのが趣旨である。また、分離したことにより第13条から第19条までが特別徴収に関する条例で、新たに追加したものであるとの答弁がありました。

次に、複数の委員から、国民健康保険税、市民税、固定資産税等の集合税は、分離して払うことが可能になるのかとの質疑があり、理事者側から、国民健康保険税は来年度からシステムを構築して、市民税、固定資産税等とは分離して払うことが可能になるとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、新しく導入される後期高齢者医療制度を市民に対してどのような説明をするのかとの質疑があり、理事者側から、広報については、市政だよりを活用のうえ、6月まで間に合うよう何回も実施し、納税貯蓄組合長への説明会を通してPRに努めるとの答弁がありました。

また、同委員から、高齢者がこの制度の内容を理解できるような簡単でわかりやすい例題を広報に掲載してほしいとの要望がありました。

次に、議案第75号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、広報広聴機能は現在企画部が所管しているが、これを総務部へ移行し、機能の充実と開かれた市政運営の推進を図

るとともに、後期高齢者医療制度が来年4月からスタートするため、これらの改正と合わせて部の分掌について所要の条文整備をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市民から意見が出る、出しやすい形にするには情報提供が不足しており、その充実を図るためどのように考えているのかとの質疑があり、理事者側から、広報広聴課を総務部へ移行して連携を密にし、さらにインターネットを活用した行政の明瞭化、透明性を確保するため、情報開示に向けてシステムの構築を進めており、平成20年4月からは、その充実を図るよう組織の見直しを行いたいとの答弁がありました。

また同委員から、市民は市の財政状況等がよくわからないので、財政の公開を徹底的に行い、その内容を知らせていくべきと思うがどう考えているのかとの質疑があり、理事者側から、庁舎移転に係る説明会の際も財政面、行政面についてさまざまな質問が出た。また、来年度以降は市長と語る会や財政部門、医療部門とポイントを絞った出前講座等の説明会を実施したいとの答弁がありました。

次に、議案第77号 むつ市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案について、理事者側から、前納報奨金制度について、県内の各市の実施状況及び税負担の公平性を勘案し、来年度から廃止するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、前納者数や報奨金額等について不公平を是正するとなっているが、また納税貯蓄組合に補助金を交付して納税を促しているが、不公平感が問題とならないかとの質疑があり、理事者側から、平成18年度の前納報奨件数は、個人住民税が2,912件で全体の19.4%、固定資産税は都市計画税も含んでいるが8,945件で34%、全体では1万1,857件で28.7%となっており、そ

れに対する前納報奨金の額は、個人住民税分が317万円、固定資産税分が712万5,000円と、合計で1,029万5,000円である。

また、今回の不公平の是正については、特別徴収者や年度途中で課税され一括で払いたい方々には、この制度が適用されず、その該当者は全体の47%であり不公平感が強くなっている。納税貯蓄組合員の中にも前納報奨金をもらっている組合員はいるが、納税貯蓄組合の補助金は集めた税額に対しての割合で補助金を交付するので、直接的には前納報奨金と納税貯蓄組合の補助金とは性質が違いため、特に報奨金を廃止しても税額を納税貯蓄組合で集めれば、補助金は交付できるとの答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで総務常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第80号、議案第81号及び議案第104号について、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長。

（4番 目時睦男議員登壇）

○4番（目時睦男） 産業経済常任委員会の委員長報告を申し上げます。

産業経済常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月6日並びに13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました3議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

議案第80号 指定管理者の指定についてであり

ますが、理事者側から、むつ市ふれあい温泉川内、むつ市湯野川温泉濃々園、むつ市野平高原交流センター、むつ市まちなかの駅かわうち、むつ市脇野沢温泉の指定管理者を指定するためのものであるとの説明がありました。

本案に対して、委員から、脇野沢温泉は施設が老朽化しているが、補修してから指定管理者に引き渡すのか、それとも現状のままで引き渡すのか、また修繕、修理にどのくらいのお金がかかるのかとの質疑があり、それに対し理事者側から、現状のまま渡して、修繕についてはむつ市で行う方向で進むこと、また補修費については2,000万円から3,000万円必要であるが、平成18年度に400万円から500万円の事業費で、屋根と排水管を修繕したとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、川内地区の施設状況はどうなっているのかとの質疑があり、理事者側から、湯野川温泉濃々園はポンプが老朽化していること、ふれあい温泉川内は給湯管を長い間改修していないので、来年度は強く予算要求をしなければならないこと、脇野沢温泉も湯の量が下がってきているとの答弁がありました。

また、別の委員から、指定管理者の団体の代表責任者が議員という場合の問題を検討したのか、また商工会の会長職は無報酬なのか、さらには3年間の指定管理料について質疑があり、理事者側から、むつ市の公共団体等において、その職にあるがため、団体の役員に就任している状況もたくさんある。これらの団体を一律に排除することは、指定管理者の選定範囲を極端に狭めることになりかねないということから、審査の対象にした。また、商工会会長職は無報酬である。さらには、3年間の指定管理料は3,861万3,000円になるとの答弁がありました。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてであります。理事者側から、むつ市マリンハウ

ス脇野沢及びむつ市脇野沢流通センターの指定管理者を指定するためのものであるとの説明がありました。

本案に対して委員から、使用料のパーセンテージについて、もう少し具体的に教えてほしいとの質疑があり、理事者側から、使用料のパーセンテージとは、総売上に対する割合ということで、すべての営業の売上額の10%を超えない範囲で市長が定めることとなっており、現在6%を計画しているとの答弁がありました。

これに対して同委員から、使用料について10%を超えない範囲となると、年間のトータルで10万円なり20万円の赤字が出た場合、6%で計画していた使用料を7%にしたいということ、3年間の中で独自にできるのかという質疑があり、理事者側から、指定管理料を積算するに当たって、6%の収入を見て、十分だとして指定管理料を算定している。現状の6%を上げていくことについては、甲乙の協議の際に意見を言わなければならないとの答弁がありました。

また、同委員から、脇野沢村漁業協同組合が指定管理者になった場合、現在入っている食堂、土産品売り場は3月いっぱい終了ということになるのかとの質疑があり、理事者側から、指定管理者の脇野沢村漁業協同組合との今後の協議次第となるとの答弁がありました。

また、別の委員から、脇野沢の施設は、他の施設と違って助成金をのせていない。黒字ということで受けとめたが、こういう施設こそちゃんとした民間の受け皿へ移譲するべきでないかとの質疑があり、理事者側から、マリンハウス脇野沢は旧脇野沢地区で委託料を支払い、お願いしていたが、平成7年度当初は480万円程度、平成14年度は300万円近くまで、平成16年度は約60万円と脇野沢村漁業協同組合の企業努力の結果が目に見えてきている。現在収入と支出の差額がわずか9,000円

支出が多いだけで、今の経営体系で十分やっているという判断から、債務負担行為を設定しなかったとの答弁がありました。

次に、議案第104号 工事請負契約についてであります。

本案について、理事者側から、関根漁港施設災害復旧工事に係る工事請負契約であり、昨年10月に発生した低気圧による波浪等により被災した関根漁港施設の第2西防波堤の堤体、消波ブロック等について、むつ市議会第191回定例会で議決された関根漁港施設災害復旧工事に引き続き復旧工事を行うためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑は特にありませんでした。

以上で、産業経済常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで産業経済常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第73号、議案第79号、議案第83号、議案第84号、議案第92号及び議案第93号について建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長。

（24番 半田義秋議員登壇）

○24番（半田義秋） 建設常任委員会委員長報告を行います。

建設常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第73号 むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例であります。本案につい

て、理事者側から、都市計画法に基づき都市計画の中の地区計画を定めるに当たり、その計画内の土地所有者や賃借権等の権利を有する方々から意見を聞くために条例を定めるものであるとの説明がありました。

また、地区計画とは、その地区に独自のルールを定めるもので、地区の居住環境を守るために用途地域では高さ制限のないところに制限を定めるとか、外壁の色彩に制限をつけるとか、建築できる建物の種類を規制するとかなどにより、良好な地区の環境整備を図るために定める計画であるとのことでありました。

これに対し委員から、この条例を定めることで個人が土地の境界等で問題が生じた場合、その解消にも役立つものなのかとの質疑があり、理事者側から、この地区計画については、都市計画法の一部改正により創設された制度であり、5,000平方メートル以上の土地の一体的な区域の活用等、ある一定の要件を満たす場合に提案できる制度であり、個々の土地問題等の解決にはなじまないとの答弁がありました。

次に、議案第79号 指定管理者の指定についてであります。

本案について、理事者側から、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の指定管理者としてむつ商工会議所を指定するためのものであるとの説明がありました。

また、むつ商工会議所が申請してきた指定管理料は、平成20年度から平成22年度までの3カ年で必要経費から使用料等の収入を差し引いた額が2,009万7,000円であり、市で管理してきた平成16年度から平成18年度までの3カ年の平均額よりも40万2,000円少ない金額であったとのことでありました。

これに対し委員から、この施設を指定管理にしても経費面で大して違いがないのではないかとの

質疑があり、理事者側から、経費面ではそんなに違いはないが、むつ商工会議所は組織としても非常に安定している団体で、さらには市のさまざまな観光施設等も管理しており、今後の下北の観光振興に関連して自主事業等も企画し利用料の増加、増収も見込むなど意欲が十分に理解できるので、選考したとの答弁がありました。

次に、議案第83号 市道路線の廃止について及び議案第84号 市道路線の認定についてであります。

両議案については、理事者側から関連があるということの一括説明がありました。

平成17年3月14日の合併において、旧4市町村の道路認定のあり方にさまざまな相違があったことから、平成18年度に道路台帳の一元化を目的に台帳整備を行い道路台帳システムの構築をしたことに伴い、従来1,058路線を一括廃止し、改めて1,072路線を一括認定するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、完全に廃止する路線数と新たに認定する路線数について質疑があり、理事者側から、完全に廃止する路線数は28路線、他路線との統合により廃止する路線数が5路線で、また複雑な路線をスリム化するため分離したことにより追加される路線数が27路線、そして見直し後、新たに認定する路線数が20路線であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市道路線の廃止及び認定に当たり、その基準についての質疑があり、理事者側から、廃止路線については全く道路としての実態がないもの、国道、県道に昇格されているもの、そして新たに認定する路線の基準については道路法に基づいて、市で定める「公衆用道路用地の寄付による取得及び市道路線認定基準要綱」に照らし合わせ認定しているとの答弁がありました。

次に、議案第92号 平成19年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案について、理事者側から、職員1名分の人件費の減額と、これまでの入札結果及び設計の見直しによる委託料の減額、さらには入札結果及び単独事業費の見直しによる工事請負費など4,118万8,000円を減額補正することで、歳入歳出ともに予算総額17億2,293万円になるとの説明がありました。

これに対し委員から、むつ地区の下水道整備の状況及び普及率についての質疑があり、理事者側から、むつ地区の整備は主に下水浄化センターから田名部地区の商店街にかかる幹線管渠を優先してきたため面整備がおこなわれている状況にあり、今後は面整備をし、柳町地区、緑町地区に広げていくことで普及率も上がってくると考えているとの答弁がありました。

次に、議案第93号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。

本案について、理事者側から、小沢地区簡易水道と隣接する蛸崎地区簡易水道を水道水の安定供給を目的に緊急避難的に接続をするため、変更認可の委託を予定していたが、軽微な変更であり特に変更認可は必要ないとの県の指導で、その委託料を決算見込みにより1,000万円減額補正することで、歳入歳出ともに予算総額1億472万4,000円になるとの説明がありました。

これに対し、委員からの質疑等は、特にありませんでした。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第74号、議案第76号、議案第78号、議案第82号及び議案第91号について、教育民生常任委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長。

（16番 鎌田ちよ子議員登壇）

○16番（鎌田ちよ子） 教育民生常任委員会委員長報告を行います。

教育民生常任委員会に付託されました議案5件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月6日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第74号 むつ市下北自然の家条例についてであります。

これについて、理事者側から、本条例は平成19年度をもって閉所する青森県立下北少年自然の家の管理運営を当市が引き継ぐことに伴い、青少年の健全な育成を図るとともに、市民に生涯学習に係る場を提供するため、社会教育施設を設置するためのものであり、運営費は人件費込みで約8,500万円を想定しているとの説明がありました。

このことについて、委員から、市が管理運営を引き継いだ後も、従来どおり旧大畑町からの雇用及び食材等資材の調達を考慮するのかとの質疑があり、理事者側からは、現在雇用している臨時職員、調理員6名、用務員1名及び当直職員3名のうち当直職員の部分を警備保障会社に委託する予定であるが、そのほかの職員の雇用は可能であり、資材等は地元からの調達を考えているとの答弁がありました。

これについて、同委員から、当直職員の部分を警備保障会社へ委託する際、スムーズに移行できるように要望するとの意見がありました。

次に、ほかの委員から、県費1億円で補修工事

をしている箇所はどこか、また使用料は改正するのかとの質疑があり、理事者側からは、電気、建設、水道及び設備工事の4部門に分けて補修工事を行っているが、このうち水道工事を市が負担している、また和室を5部屋用意した、使用料については、現行では無料としている宿泊料を、市民と市外利用者との差別化を図り有料とし、大人はともに1泊1,000円、高校生以下の市民は無料、市民以外は1泊500円とするとの答弁がありました。

また、同委員から、当直の部分を警備保障会社へ年間委託するということだが、宿泊利用者がある場合、職員及び引率者との二重態勢になり経費の無駄ではないかとの質疑があり、理事者側からは、宿泊利用者がある日数は通年で半分以下であり、それ以外の期間、施設の管理に万全を期するためにも警備保障会社への委託は必要である。また、当直職員3人分の経費と比較するとかなりの経費削減になるとの答弁がありました。

次に、議案第76号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、当市の人材育成にという趣意を持ち杉山浩一氏より127万6,903円の寄附を受けたので、これを育英基金に組み入れ、有効な運営管理を図るためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

これについて、理事者側から、本案は新むつ市保育再編計画に基づき、平成20年3月31日をもって、むつ市立第一川内保育所を廃止するためのものであり、保護者説明会の開催、市政だより及び市ホームページを通じ、地域住民の理解を得たものと思っているとの説明がありましたが、委員からの質疑はありませんでした。

次に、議案第82号 指定管理者の指定についてであります。

これについて、理事者側から、本案はむつ運動公園、むつ市民体育館、むつ市釜臥山スキー場及びむつ市かまふせビレッジの指定管理者を指定するためのものであり、指定する団体はむつ市陸上競技協会、期間は平成20年4月1日から3年間とし、指定管理料は5,299万円とするとの説明がありました。

このことについて、委員から、4施設のうちスキー場にある索道事業の安全管理の責任の所在はだれにあるのかとの質疑があり、理事者側からは、指定管理者制度を適用する場合、鉄道事業法において、索道事業は「営業の譲渡」と規定されている。指定された団体が責任を負うことになるので、経験年数により得られる運転資格である、索道安全統括管理者、索道技術管理者及び索道技術管理員をそれぞれ確保し、安全運転に努めなければならないとの答弁がありました。

さらに、同委員から、公表されている「むつ市指定管理者選定委員会選定結果」によると、指定管理者は、関係する各競技団体の協力を得て運営に当たることとあるが、その確約はとれているかとの質疑があり、理事者側からは、スキー協会へは文書で依頼し、協力する旨の意思が確認されている。陸上競技協会会長は、体育協会副会長を兼任しているので、他の団体とも連携して運営していけるものと思う。また、契約は相互理解、相互信頼のもと、スタートするべきものであるから、信頼し、任せたい。そして、将来的には体育協会全体の管理運営へと発展してほしい旨を伝えてあるとの答弁がありました。

さらに、同委員から、スキー場の運営は、天候状況に左右される施設であるが、赤字の場合は市が補てんするのかとの質疑があり、理事者側からは、原則として赤字は指定管理者の負担となるが、

この場合は両者協議のうえ、市で支援せざるを得ないと思うとの答弁がありました。

これについて、同委員から、陸上競技協会は任意団体であり、会費と寄附のみで運営していることから、赤字の補てんは不可能である。契約を結ぶ際は前述の赤字補てんに関する一文を付してほしいとの意見がありました。

そのほか、陸上競技協会役員の職種等について及び当該団体の実績評価方法についての質疑や意見も出されました。

次に、ほかの委員から、老朽化が著しい体育館は補修工事をしてから引き継ぎをするのか、またトイレ工事は含まれているかとの質疑があり、理事者側からは、新年度から段階的、計画的に補修工事をする予定のため、引き継ぐ際は現状のままである。なお、トイレ工事は計画に入っていないが、状況を確認し、対応したいとの答弁がありました。

また、ほかの委員から、指定管理者を指定する団体は、安全管理や運営内容等の責任体制の問題から法人に限定されていると理解しているが、陸上競技協会は任意団体であり、募集要項の内容からあえて法人の条件を削除したのではないかとの質疑があり、理事者側からは、市で作成している公共施設全般についての指定管理者の導入基本方針で、「法人または、その他の団体」と規定されているため、指定管理者の募集要項へも同様に記載したものであり、決して他意はないとの答弁がありました。

次に、議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

これについて、理事者側から、4,072万3,000円の増額補正であり、補正後の歳入歳出予算総額は71億9,244万2,000円となる。まず歳出では、平成20年度医療制度改革に伴う国民健康保険システム改修業務委託費、既存のシステム改修費用及びネ

ットワーク構築費用等をそれぞれ追加計上し、平成18年度の療養給付費等負担金の確定に伴い、超過交付分の償還金を計上したものである。次に歳入では、平成18年度療養給付費等交付金の額の確定に伴い追加交付分を計上し、老人保健医療費拠出金額の確定に伴い療養給付費等負担金、療養給付費等交付金をそれぞれ減額したものであるとの説明がありました。

このことについて、委員から、歳出の第9款諸支出金の療養給付費等負担金精算償還金とは何かとの質疑があり、理事者側からは、平成18年度分療養給付費等負担金を精算した際に生じた超過交付分を返還するためのものであるとの説明がありました。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで教育民生常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第94号から議案第102号について、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（7番 白井二郎議員登壇）

○7番（白井二郎） 決算審査特別委員会委員長報告を申し上げます。

決算審査特別委員会に付託されました、議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月7日、11日及び12日に、副市長、収入役ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、全員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算、議案第99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算については、委員1名より反対討論がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算、議案第97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算、議案第100号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算、議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算は、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（村中徹也） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時48分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました27議案については、区分して1議案ごとに質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

議案第71号

○議長（村中徹也） まず、議案第71号 むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第72号

○議長（村中徹也） 次は、議案第72号 むつ市国民健康保険税条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第73号

○議長（村中徹也） 次は、議案第73号 むつ市地区計画等の案の作成手続に関する条例について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第74号

○議長(村中徹也) 次は、議案第74号 むつ市下北自然の家条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第75号

○議長(村中徹也) 次は、議案第75号 むつ市部設置条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第76号

○議長(村中徹也) 次は、議案第76号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第77号

○議長(村中徹也) 次は、議案第77号 むつ市税条例の一部を改正する条例について、総務常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第78号

○議長（村中徹也） 次は、議案第78号 むつ市保育所条例の一部を改正する条例について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

（17番 工藤孝夫議員登壇）

○17番（工藤孝夫） 議案第78号に対し、反対討論を行います。

これまでもただした問題ですが、園児の減少はあるにせよ、もともと廃止の目的が効率を名目とした経費の節減にあり、公の責務が後退されるということに何ら変わりのないものであります。行政サービスの責任の放棄につながる本議案に反対いたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長（村中徹也） これですべての討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第78号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者24人、起立しない者2人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第78号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第79号

○議長（村中徹也） 次は、議案第79号 指定管理

者の指定について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市早掛レイクサイドヒルキャンプ場の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第80号

○議長（村中徹也） 次は、議案第80号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外4施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものです。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第80号 指定管理者の指定について反対討論を行います。

本案は、むつ市ふれあい温泉川内外4施設の管理者をむつ市川内町商工会に指定するものであり、むつ市川内町商工会は議員が関係する団体であります。

市の予算、補助金等をチェックすべき議員が関

係する団体であっても指定管理者になることができるといふ指定管理者制度の大きな問題点を私たち日本共産党は指摘してまいりました。指定管理者制度の問題点そのものの本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第80号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者23人、起立しない者2人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第80号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第81号

○議長（村中徹也） 次は、議案第81号 指定管理者の指定について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市マリンハウス脇野沢外1施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第82号

○議長（村中徹也） 次は、議案第82号 指定管理者の指定について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ運動公園外3施設の管理を行わせる指定管理者を指定するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

（18番 横垣成年議員登壇）

○18番（横垣成年） 議案第82号 指定管理者の指定について反対討論を行います。

本案は、むつ市運動公園外3施設の管理者をむつ市陸上競技協会に指定するものであり、むつ市陸上競技協会は議員が関係する団体であります。

議案第80号同様の理由で反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第82号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者22人、起立しない者3人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第83号

○議長（村中徹也） 次は、議案第83号 市道路線の廃止について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

ます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第84号

○議長(村中徹也) 次は、議案第84号 市道路線の認定について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第91号

○議長(村中徹也) 次は、議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について、教育民生常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

(17番 工藤孝夫議員登壇)

○17番(工藤孝夫) 議案第91号 平成19年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算に対し、反対討論を行います。

補正予算の歳出である特定健診、特定保健指導業務について、一般質問でも指摘したところです。この業務は、今問題となっております後期高齢者医療制度と一体のものとして来年4月から施行するというものであります。しかし、目的を医療費の削減を最大の柱とするのは後期高齢者医療制度同様であります。

問題なのは、健診項目を主にメタボリックシンドロームに限定し、健診の受診率や指導による改善率が悪ければ後期高齢者医療制度へ特定保険料の加算という罰則を科すというものです。それは、おのずと市民の保険料値上げへつながることは不可避です。保険料を懲罰の道具に使うのは、公的医療保険の役割を変質させるものにほかなりません。

保険料の値上げや病気の予防、早期発見の逆行につながる本案に反対するものであります。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第91号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者21人、起立しない者5人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第92号

○議長(村中徹也) 次は、議案第92号 平成19年

度むつ市下水道事業特別会計補正予算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第93号

○議長(村中徹也) 次は、議案第93号 平成19年度むつ市簡易水道事業特別会計補正予算について、建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第94号

○議長(村中徹也) 次は、議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第94号 平成18年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

私は、平成18年度予算に対する反対討論の中で、問題となる箱物は計上されておられませんとして一定評価をいたしました。しかしながら、本庁舎移転がいきなり提案され、残念ながら本決算も問題のある箱物、新庁舎用地、建物購入費として9億5,000万円が支出された決算となりました。数十億円という箱物建設を市民の合意なしに無計画的に、突発的に行う市政のしっぺ返しは必ずやってきます。現に今でさえ仕事がないなどの理由で、この地域に住むことができなく、どんどん人口が減ってきております。市民のあしたを考える市政が継続されていたならば、もっと違うむつ市となっていたであらう。

平成18年度には、国が決めたもので、1自治体ではどうしようもないものではありませんが、定率減税廃止のため、市民の負担1億1,000万円と税金がふえ、また障害者自立支援法により一部負担が導入され、障害を持つ方の負担がふえました。今後後期高齢者医療制度による75歳以上の負担増が予想されます。

また、自民公明政権は消費税の引き上げなどを画策し、国民、市民の負担を軽くする議論は何一ついたしません。であるならば、むつ市政は地方自治法にのっとり、市民の暮らし、福祉を守る市政でなければなりません。計画的に市政を運営し、市民の負担を最小限に抑え、この地域をもっと住みやすい地域にする努力が求められます。

前市政の箱物中心という悪い部分は継続しないことを期待し、本議案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第94号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者21人、起立しない者5人）

○議長（村中徹也） 起立多数であります。よって、議案第94号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第95号

○議長（村中徹也） 次は、議案第95号 平成18年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第96号

○議長（村中徹也） 次は、議案第96号 平成18年度むつ市老人保健特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第97号

○議長（村中徹也） 次は、議案第97号 平成18年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、議案第97号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第98号

○議長（村中徹也） 次は、議案第98号 平成18年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第98号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第99号

○議長(村中徹也) 次は、議案第99号 平成18年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。17番工藤孝夫議員。

(17番 工藤孝夫議員登壇)

○17番(工藤孝夫) 議案第99号に対し、反対討論を行います。

本議案は、平成17年10月、介護保険給付の改悪、すなわち利用者の施設居住費、食事費及びショートステイ滞在費を保険適用外としたため、全額本人の自己負担となり、特に第1号被保険者は深刻な事態となっています。このことは、議案の不納欠損額及び収入未済額にもあらわれております。加えて施設、事業所の減収にもはね返っていることも明らかになっております。介護報酬の減少もあり、より深刻な事態を反映せざるを得なくなっている議案であり、承認できないものです。

以上、反対討論といたします。議員皆様のご賛同をお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第99号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
委員長報告のとおり決定することにご賛成の議員の起立を求めます。

(起立者23人、起立しない者3人)

○議長(村中徹也) 起立多数であります。よって、議案第99号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第100号

○議長(村中徹也) 次は、議案第100号 平成18年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第100号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第101号

○議長(村中徹也) 次は、議案第101号 平成18年度むつ市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第101号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第102号

○議長(村中徹也) 次は、議案第102号 平成18年度むつ市用地造成事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第102号は委員長報告のとおり認定されました。

議案第104号

○議長(村中徹也) 次は、議案第104号 工事請負契約について、産業経済常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議案第104号は委員長報告のとおり可決され

ました。

日程第28 報告第26号に対する質疑

○議長(村中徹也) 次は、日程第28 報告第26号 平成18年度むつ市一般会計継続費精算報告書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

報告第26号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第29 議案第103号に対する討論、採決

○議長(村中徹也) 次は、日程第29 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例を議題といたします。

本案については、12月18日の本会議で質疑を終了し、また委員会付託の省略を決定しておりますので、本日は討論、採決を行います。

それでは、これより討論に入ります。討論の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、3番新谷泰造議員。

(3番 新谷泰造議員登壇)

○3番(新谷泰造) 12月10日に市民クラブを本件の反対討論のため退会し、現在無党派、民主党の新谷泰造でございます。議案第103号につきまして、反対討論を行います。

私は、砂上の楼閣の赤字解消計画のもとに行う庁舎移転には財政再建の見地、弱い立場である市民の権利を守る見地から断固反対であります。しかしながら、以下の理由により住民投票条例に反対します。

第1に、条例制定のための署名収集及び署名の真実性について疑義があるということ。

第2に、市長選挙及び市議選において不本意ではありますが、現実に多数の市民が庁舎移転について賛成であるという民意を表明していること。

第3に、財政再建の見地から、住民投票の費用を浪費することはできないこと。

第4に、現在のむつ市の赤字財政では、庁舎移転をやめざるを得ないことは時間の問題であり、住民投票条例を制定するまでもないということ。

それでは、順次説明いたします。第1に、10月3日ごろ、ある議員が私のところを訪ねてきて、署名活動に協力してもらいたいとのことでした。今回の住民投票は、私の立場と相入れないので、「反対だ」と言いました。しかし、ある議員に庁舎移転反対のムードづくりだと言われたので、検討することにしました。さらに、ある議員は、現職の議員は署名受任者になれないから、別の人を受任者にして署名活動をしてくれとのことでした。その後私の支持者らに相談したところ、住民投票に反対でよいという結論になりましたので、住民投票条例の件は放置しておりました。

10月28日ごろ、ある議員から署名簿の件で電話が入りました。私は、「今回の住民投票は自分の立場と相入れないから、署名は集めていない」と言いましたら、「わかった」ということでした。私は、住民投票条例の件は終わったと思っておりました。

ところが、11月9日の日曜日、ある社会法人が主催した記念式典及び祝賀会に参加したところ、祝賀会も終わりに近づいた午後8時ごろだったと思いますが、私の高校の同期で、むつ市役所総務部長の齋藤純氏から、「泰造、住民投票に賛成なのか」と言われ、私は「反対だ」と答えたところ、「署名受任者におまえの名前が載っているぞ」と言われました。私は、「どういうことだ」と言いました。齋藤氏は、「署名受任者ということは、住民投票条例に賛成だということだ」と言いまし

た。そこで私が「ある議員は署名活動をしていたが、その議員の名前があったか」と尋ねたところ、「ない」ということでした。「署名を見たかったら、月曜日でも総務部へ来れば見せてやる」と言われました。_____

月曜日は、所用で行けませんでした。火曜日に市役所に出向き、総務部長の齋藤純氏のところまで名簿を確認したところ、了承した覚えがないのに署名受任者として私の名前が載っておりました。私は、その足で選挙管理委員会に出向き、事務局長に、「署名受任者に私の名前があるがどうということか」と異議を申し立てたところ、事務局長は、署名活動を行った団体の代表者である柳牛氏に連絡を取り、事務局長が事の経緯を柳牛氏に伝えたところ、柳牛氏は、「だったら削除すればいい」との回答をしました。事務局長は、柳牛氏に、「単に削除すればいいというものではない。訂正のうえ、署名受任者名簿を再提出する必要がある」と言い、柳牛氏は提出を了承しました。事務局長は、私に対して「再提出ということでもいいか」と言うので、私は「それでよい」と言いました。

ところが、11月26日の月曜日、ある議員に、「新谷さんは、庁舎移転に賛成になったのか」と言われました。私は、どういうことかと尋ねたところ、その議員が、「柳牛氏から、新谷泰造は住民投票条例に反対したから庁舎移転は賛成になったと聞いた」とのことでした。私は、砂上の楼閣の赤字解消計画のもとに行う庁舎移転には財政再建の見地、弱い立場である市民の権利を守る見地から、断固反対であります。

ある議員からは、「口頭で署名受任者を承諾したと柳牛氏は言っている」と聞かされました。私

は、きょうまで柳牛氏とは一言も会話をしたことはありません。

さらに、偶然にも署名受任者として名前の載っていないある議員が、「69人分しか集められなかった」と言って、署名簿を柳牛氏に渡す現場を私は目撃していたので、事務局長に、署名受任者でない者が署名活動をした可能性が高いので、調査を依頼したところ、選挙管理委員会には調査権限がないということでした。

以上のことから、今回提出した署名簿には疑義の部分が多々あり、その効力が疑わしいものと言わざるを得ません。

今社会では、コンプライアンス、すなわち法を守ることが叫ばれております。住民投票条例という民主主義の根幹である直接民主制は、請求するものはフリーハンドローでなければなりません。すなわち、権利を主張する者はルールを守らなければなりません。でなければ、戦争になるからです。

第2に、平成19年7月15日投票のむつ市長選挙で宮下市長が庁舎移転問題を選挙公報から外し、また公開討論を中止させ、争点隠しをしたことは明らかであります。しかしながら、投票結果は庁舎移転推進派の宮下市長が1万7,000台、慎重派の二本柳氏と白紙撤回の私が合計で1万2,000台の得票でした。庁舎移転推進派の宮下市長は、絶対多数で勝利しているのであります。宮下市長が1万4,000、慎重、白紙撤回が1万5,000という相対多数であれば住民投票も意味がありましょう。私のところには、市職員の9割、市民の大多数は庁舎移転に反対であるという情報を入れてくれる人もありました。だから、私は当選すると思っていたのです。

第3に、住民投票には2,000万円から3,000万円の費用がかかります。財政再建の見地、弱い立場である市民の権利を守るという見地から、2,000万円から3,000万円というお金を無駄にするわけにはいきません。

第4に、むつ市の平成18年の実質赤字比率は13.4%であります。財政課から提出してもらった全国都市の財政状況を示す資料によると、全国782都市中780位、すなわち、ワースト3位であります。今年度の決算見込みでは、むつ市の実質赤字比率は15.4%、全国的に見ると、782都市中ワースト2位に当てはまります。ちなみに、ワースト1位は皆様ご想像のとおり夕張市であります。むつ市が早期健全化団体になる確立は99%です。早期健全化団体になりながら庁舎移転をして税金の浪費をしたら、むつ市は全国の笑い物になるものと思います。そして、砂上の楼閣の赤字解消計画では、第三者機関の許可を得ることはできないでしょう。もし第三者機関が許可したら、評価能力がないということになります。むつ市の赤字財政では、庁舎移転をやめざるを得ないのは時間の問題だと思えます。

以上の理由をもちまして、住民投票の制定につきましての反対討論をいたしました。

○議長（村中徹也） これでも新谷泰造議員の討論を……

（「議長、議事進行」の声あり）

○議長（村中徹也） 21番中村正志議員。

(21番 中村正志議員登壇)

○21番(中村正志) 議事進行をさせていただきます。

ただいまの討論の中で、議員の発言は全面的に尊重をいたすのでありますが、不適切と思われる部分が非常に多過ぎます。すべてを挙げることはこの場ではいたしません、あえて1つ挙げるとするならば、選挙におけるしがらみにより投票する云々という部分がありました。これは、市民の投票、またはその権利、その行動を著しく否定するものでございます。

その他の部分も含めまして、後日発言の内容を確認したうえで、不適切な部分の取り消しまたは削除を申し出る議事進行でございます。

○議長(村中徹也) ただいま21番中村正志議員より、新谷泰造議員の発言において不適切な発言があったのではないかとこの議事進行であります。これは、速記及びテープを起こし、後に議会運営委員会に諮りたいと思います。ご了承願います。

次に、18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例に対し、賛成討論を行います。

庁舎移転について、むつ市が行った説明会では、財政の問題、位置の問題、まちづくりの問題など多くの意見が出されました。また、市が行ったアンケートでは、回答を寄せ、意見を書いていた方が188件あり、賛成は46%であり、また40%の方が移転は問題だとしているという結果でありました。データは、まだまだ少ないのでありますが、市民の意見を二分している事実は確かと言えます。議会の3分の2の合意だけでなく、市民に正しい情報を提供し、市民の意見を聞き、市民の合意を得て進める、ここに第2の夕張市にならない確かな保証があるものと思います。

基地増強についての住民投票を行った岩国市の井原市長は、こうっております。「国の決めたことだから、来るものは来るから、それなら金をもらったほうがいいという人たちがいますが、そんな市民をあきらめさせる政治は絶対にしてはいけません」、こういうふうに言っております。私も、「もう庁舎移転は決まっているのでしょ、」「今さら何を言っても仕方がない」という言い方をする方に出会います。上が決めたことには何を言っても仕方がない、この雰囲気は今までの長きにわたるむつ市政の結果ではないでしょうか。まさにむつ市政は市民をあきらめさせる政治をやってきたのではないのでしょうか。

市民にあきらめではなく希望を持たせるきっかけとなる本案に賛成いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

これで横垣成年議員の討論を終わります。

次に、20番齊藤孝昭議員。

(20番 齊藤孝昭議員登壇)

○20番(齊藤孝昭) 議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例について反対討論を行います。

本案は、むつ市の本庁舎の位置の変更についての賛否を住民投票により行うものであります。住民投票とは、住民がその地域で起こった問題について、行政の政策案などの是非を直接的に投票などにより決するもので、直接民主主義の代表例であります。我が国では議会制民主主義を採用しており、国民あるいは住民から選挙で選ばれた議員を通じて行動する間接民主主義が通例となっているため、住民投票は議会制民主主義の例外になると私は考えています。

一方で、憲法上では議会制民主主義を基本としながらも、特定の地域にのみ適用する法律、条例などの可否についてのみ住民投票を採用しているのは少数ですが、事実であります。しかし、住民

投票をやることによって議論すべき政策そのものに影響が生じる可能性があること、十分な情報がないまま雰囲気などにより投票結果が左右される可能性があること、議会などのような場で住民による十分な議論、討論の場が保障されていないなどが懸念されます。

また、むつ市議会では、これに関連する議案を昨年3月からさまざまな角度から質疑や討論を行い、妥協案を探り、検討し、問題解決に至っており、今後も庁舎移転にかかわる議案について慎重審議していくことは間違いないと考えております。

よって、本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票については実施すべきでないと考え、反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（村中徹也） これで斉藤孝昭議員の討論を終わります。

以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例の採決に関しては、高田正俊議員外2人から、無記名投票によらねたいとの要求がありますので、無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（村中徹也） これより出席議員数の確認を行います。

ただいまの出席議員数は26人です。

投票用紙を配布いたします。

（投票用紙配布）

○議長（村中徹也） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（投票箱点検）

○議長（村中徹也） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例を制定することを可とする議員は賛成と、否とする議員は反対と記載のうえ、点呼に応じて順次記載台で記入して、投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第74条第2項の規定により否とみなします。

点呼いたします。

○事務局長（小島昭夫） それでは、ただいまよりお名前を読み上げます。投票記載台のスペースの関係により、同時に投票できる人数は3名となっております。3名ずつお名前を読み上げますので、順次投票記載台にて賛成または反対と記載し、投票箱に投票してください。

（事務局長氏名点呼・投票）

○議長（村中徹也） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（村中徹也） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に6番新谷功議員、12番富岡修議員、24番半田義秋議員を指名いたします。

よって、6番新谷功議員、12番富岡修議員、24番半田義秋議員の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（村中徹也） 投票の結果を報告いたします。

投票総数26票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

賛 成 6 票
反 対 2 0 票

以上のとおり反対が多数であります。よって、議案第103号 むつ市本庁舎の位置の変更についての賛否を問う住民投票条例は否決されました。

日程第30～日程第31 議員提出議案
上程、提案理由説明、質疑、討論、
採決

議員提出議案第8号

○議長（村中徹也） 次は、日程第30 議員提出議案第8号 道路特定財源の確保及び地方配分の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。24番半田義秋議員。

（24番 半田義秋議員登壇）

○24番（半田義秋） 議員提出議案第8号 道路特定財源の確保及び地方配分の拡充を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

本州最北端の下北半島に位置するむつ市は、多くの山地・山岳部と海岸線を抱えている中で、いまだ公共交通機関の整備は十分とは言えず、とりわけ道路整備においては大きく立ち遅れている状況にあり、地域間交流、産業、経済、文化の発展と活力ある地域づくりを推進するためには、道路網の整備促進が喫緊の課題となっている。

むつ・下北地方の住民にとっては、自動車は日々の生活を支える足であり、通勤・通学はもとより生産物の輸送に至るまで、ほぼ100%を道路に依存している。

このことから、道路は市民生活に密着した最も重要な社会資本であり、その整備促進に対する市民の要望は非常に強く、道路特定財源は欠くことができないものである。

このような中で、新聞等では国において道路特定財源について環境税への使途拡大などの議論がなされていると報道されているところである。

しかしながら、道路特定財源は制度の目的からして道路を整備するための財源であり、それを道路整備以外に充てることは到底容認できない。

また、財政力が弱い地方の遅れている道路整備を計画的に進めるためには、現行の暫定税率を堅持するとともに道路特定財源の地方配分の拡充が必要不可欠である。

よって本市議会は、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望する。

記

1. 道路特定財源の暫定税率については、平成20年度以降も引き続き実施し、その全額を道路整備に充当すること。
2. 日常生活に密着する国道・県道・市町村道の整備を計画的に進めるため、「道路の中期計画」が着実に実施されるよう必要な道路財源を確保し、かつ財政力の弱い地方への配分を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よっ

て、議員提出議案第8号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号 道路特定財源の確保及び地方配分の拡充を求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長、その他関係機関としたいと思っております。ご了承願います。

議員提出議案第9号

○議長(村中徹也) 次は、日程第31 議員提出議案第9号 「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。18番横垣成年議員。

(18番 横垣成年議員登壇)

○18番(横垣成年) 議員提出議案第9号 「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書について、意見書案の朗読により提案理由とさせていただきます。

来年4月から、75歳以上のすべての高齢者(約1,300万人)は、現在加入している国民健康保険や組合健康保険などから脱退し、「後期高齢者医療制度」に移行されます。障害者や寝たきりの人は65歳から対象となります。

保険料の額は厚生労働省の当初の試算では、全国平均で年間74,400円となっていますが、実際の保険料は都道府県ごとに決まるため、住んでいる

所によって異なります。例えば、東京都では1人当たり平均で年間102,900円、埼玉県では94,000円、青森県では64,417円との試算が出ています。

一定の激変緩和措置が設けられるものの保険料の支払い方法は、年金額が月15,000円以上の人は自動的に年金から天引きされ、介護保険料と合わせて平均で月10,000円を超える保険料が年金から引かれます。さらに、保険料の滞納者に対しては保険証の取り上げが可能となっています。

また、診療報酬を「包括払い」にし、病気ごとに治療費の上限を決める「定額制」が検討されていますが、これは必要な治療を受けることができず、粗悪な医療や病院追い出しにつながりかねないものであります。

平成20年4月からは、70歳から74歳の方の窓口負担が1割から2割(現役所得者は3割)に引き上げられることが予想されており、ますます高齢者に医療負担増を強いることとなります。

よって政府におかれては、誰もが安心して医療を受けられるように、国の責任を明記した憲法第25条の立場に立って、下記事項の実現を図るよう強く要望いたします。

記

1. 「後期高齢者医療制度」の来年4月からの実施を凍結し、制度の全面的な見直しを行うこと。
2. 70歳から74歳の高齢者の窓口負担は従来どおりとすること。
3. 医療に伴う国の予算を増額し、高齢者初め国民が安心して医療が受けられるよう努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(村中徹也) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号「後期高齢者医療制度」の実施の凍結と制度の全面的な見直しを求める意見書は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長としたいと思っております。ご了承願います。

日程第32 各常任委員会からの申し出

○議長(村中徹也) 次は、日程第32 各常任委員会の所管事務継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありません。

お諮りいたします。各常任委員長から申し出の

とおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(村中徹也) ご異議なしと認めます。よって、各常任委員長から申し出のとおり、審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長(村中徹也) これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第194回定例会を閉会いたします。

午後 零時23分 閉会